

素案

(平成 29 年 11 月時点)

きたもとしだいごきしょうがいふくしけいかく
北本市第五期障害福祉計画

きたもとしだいいきしおうがいじふくしけいかく
北本市第一期障害児福祉計画

へいせい ねん がつ
平成30年 月
北本市

もくじ 目 次

1 計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の背景
(2) 計画の基本的な考え方
(3) 計画の期間
(4) 北本市障害者福祉計画との関係
(5) 障がい者(児)を対象としたサービスの全体像
(6) 障がい者(児)の権利の擁護の推進
2 障がい者(児)の状況等	
(1) 障がい者(児)数の推移等
(2) 特別支援学校在籍者数等
(3) 障がい者の就職状況
(4) 障がい者数の推計
3 基本目標(平成32年度の将来像)	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3) 地域生活支援拠点等の整備
(4) 福祉施設から一般就労への移行等
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等
4 サービス体系
5 障害福祉サービス等の見込み量	
(1) 訪問系サービス
(2) 日中活動系サービス
(3) 居住系サービス

- (4) 相談支援 そうだんしえん
- (5) 障がい児支援 じょうがいこどもしえん

6 地域生活支援事業の見込み量

- (1) 理解促進研修・啓発事業 りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう
- (2) 自発的活動支援事業 じはつきかつどうしえんじぎょう
- (3) 相談支援事業 そうだんしえんじぎょう
- (4) 成年後見制度利用支援事業 せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう
- (5) 意思疎通支援事業 いしそつうしえんじぎょう
- (6) 日常生活用具給付等事業 にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう
- (7) 手話奉仕員養成研修事業 しゅわほうししいんようせいけんしゅうじぎょう
- (8) 移動支援事業 いどうしえんじぎょう
- (9) 地域活動支援センター事業 ちいきかつどうしえんせんたーじぎょう
- (10) その他の事業 たのじぎょう

《サービス見込量一覧》

7 障害福祉サービス等見込量確保の方策

- (1) 訪問系サービス ほうもんけいサービス
- (2) 日中活動系サービス にっちゅうかつどうけいサービス
- (3) 居住系サービス きょじゅうけいサービス
- (4) 障害児通所支援 しょうがいじつうしょしえん
- (5) 地域生活支援事業 ちいきせいかつしえんじぎょう

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

平成 18 年 10 月に施行された「障害者自立支援法」においては、障がいの種別ごとに提供されてきたサービスの一元化や、既存のサービス体系の再編、利用者負担の見直しなどが行われるとともに、サービスの提供体制を計画的に整備するために都道府県及び市町村に対して「障害福祉計画」の策定が義務付けされました。※1

その後、「障害者自立支援法」の改正法である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が、平成 25 年 4 月(一部、平成 26 年 4 月)に施行され、制度の谷間を埋めるため障害福祉サービスの対象となる障害者の定義に難病等が追加されるなどの改正が行われました。

また、「障害者総合支援法」の附則においては、同法の施行後 3 年を目途として見直しを行うこととされていました。これを受け、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に成立し、平成 30 年 4 月に施行されることとなっています。この「児童福祉法」の改正において、都道府県及び市町村に対して新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けされました。※2

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)(以下「基本指針」という。)に即し定めるものとされ、また、一体のものとして作成するとすることができます。

このため、本市においては、「第四期障害福祉計画」(平成 27 年度～平成 29 年度)の計画期間の終了にともない、基本指針に即し、新たに「第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」(平成 30 年度～平成 32 年度)を策定するものです。

※ 本計画では、「障がい者」等の表記については、平成 23 年に定めました「障害者の「害」の字をひらがな表記することに関する指針」に基づき、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、専門用語などを除き、障がい者の「害」の字を「がい」と表記します。

※ 本計画における「障がいのある人」等の範囲は、特に定めがない限り、以下のとおりです。

「障がいのある人」・・・身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害及び高次脳機能障害を含む)及び難病患者であって児童を含むもの

「障がい者」・・・障害者総合支援法に定める「障害者」。

「障がい児」・・・児童福祉法に定める「障害児」。

※ 1

「障害者総合支援法」から抜粋

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (4～5 略)
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

※ 2

「児童福祉法」から抜粋

(市町村障害児福祉計画)

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- (4～5 略)
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(2) 計画の基本的な考え方

本市では、国の「基本指針」における障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の基本的な理念を踏まえ、次の5つのことを本市における障害福祉計画等の基本的な考え方（理念）とします。

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくための、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者を含む）、難病患者等であって18歳以上の者及び障がい児とし、サービスの充実を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、取組等を推進します。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。障がい児、その家族に対し、障がいのある段階から身近な施設で支援でき

るよう、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

(3) 計画の期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を計画期間とします。

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度	38 年度
第四期障害福祉計画			第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画			第六期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画			第七期障害福祉計画 第三期障害児福祉計画		
第二次北本市 障害者福祉計画				第三次北本市障害者福祉計画 支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現							

(4) 北本市障害者福祉計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」、児童福祉法第 32 条の 20 に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」に位置づけられますが、障害者基本法第 11 条に基づく障害者基本計画とは調和が保たれていることが求められます。

本市では、平成 29 年度に「第三次北本市障害者福祉計画（「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現）（計画期間：平成 29 年度から平成 38 年度まで）」を策定しました。

本計画の実施にあたっては、第三次北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら、進めていくこととします。

障害者基本法に基づく計画

第三次北本市障害者福祉計画
(「支えあい、ともに暮らしあうまち北本」の実現)
計画期間：平成 29 年度から平成 38 年度まで

障害者総合支援法及び
児童福祉法に基づく計画

障がい者施策に関する基本的な
事項を定める中長期の計画

調和

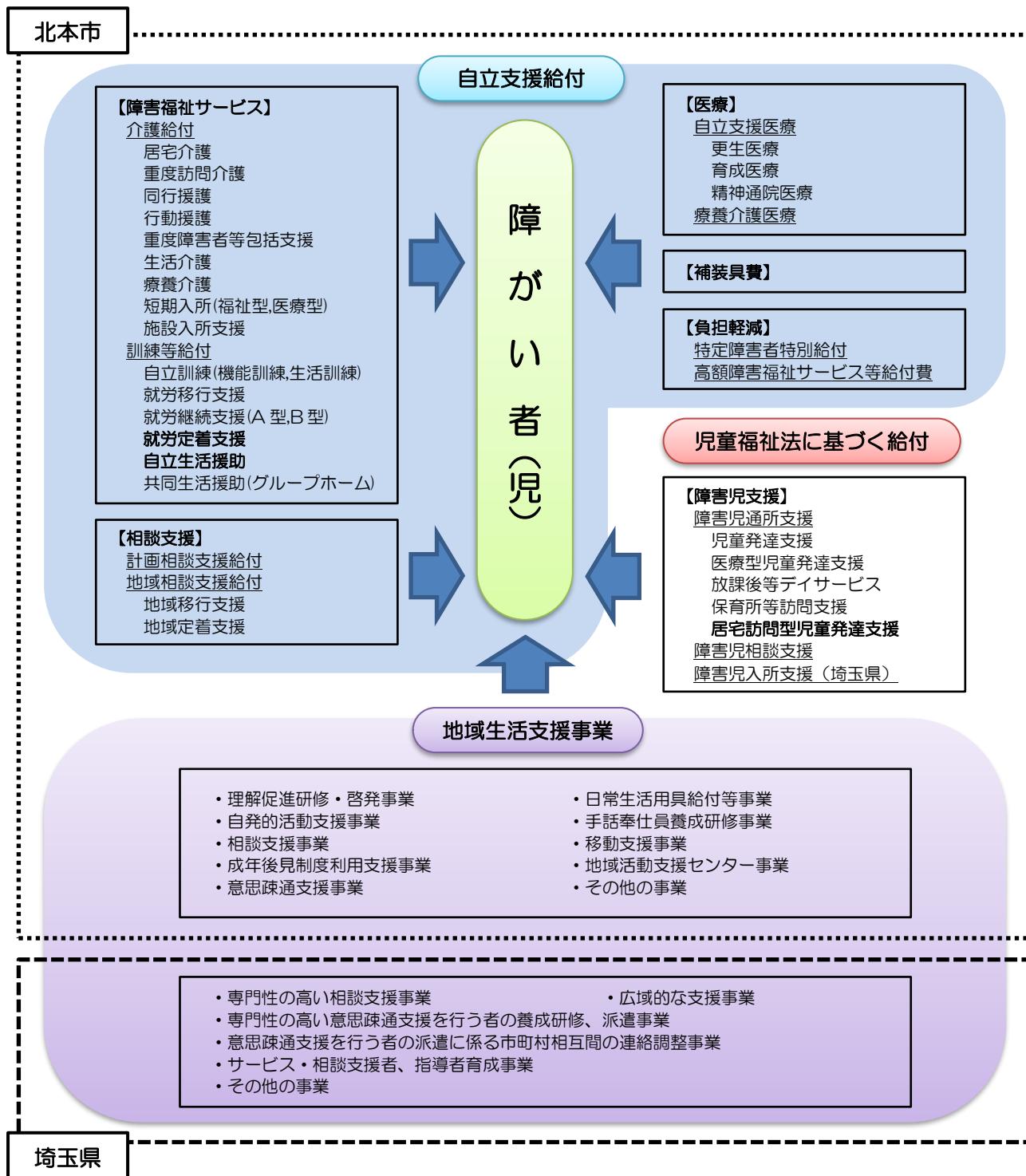
北本市第五期障害福祉計画
北本市第一期障害児福祉計画
計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度まで

3年間の実施計画的な位置づけの計画

(5) 障がい者（児）を対象としたサービスの全体像

障がい者（児）を対象としたサービスは、障害者総合支援法に定められており、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児を対象としたサービスは、別途児童福祉法に定められています。

なお、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法等により、新たなサービスとして、自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援が創設されました。



(6) 障がい者（児）の権利の擁護

① 障がい者等への虐待の防止

市と市障がい者虐待防止センターは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、埼玉県障害者権利擁護センターや福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者及び障がい者団体、学校、警察、民生委員・児童委員等と連携し、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

② 障がいを理由とする差別の解消の推進

地域共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障がい者等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障がい者等は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではないこととしています。

本市では障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行います。

③ 成年後見制度の利用の支援

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、制度の周知及び利用の促進を図ります。

＜参考＞

- 障害者虐待防止法には、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならないとされています。
- 指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うにあたり、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されています。

2 障がい者（児）の状況等

(1) 障がい者（児）数の推移等

【障害者手帳所持者数】

平成 29 年 3 月 31 日現在、身体障害者手帳所持者は 2,028 人、療育手帳所持者は 420 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 431 人となっています。構成をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が療育手帳所持者を上回っています。

なお、人口に占める割合は 3 障がいあわせて 4.27% となっています。

■障害者手帳所持者数の推移■

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人口	68,806 (100%)	68,440 (100%)	67,960 (100%)	67,381 (100%)
身体障害者手帳所持者	1,949 (2.83%)	1,972 (2.88%)	2,003 (2.95%)	2,028 (3.01%)
療育手帳所持者	381 (0.55%)	387 (0.57%)	409 (0.60%)	420 (0.62%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	350 (0.51%)	367 (0.54%)	403 (0.59%)	431 (0.64%)
3 障がい合計	2,680 (3.90%)	2,726 (3.98%)	2,815 (4.14%)	2,879 (4.27%)

(単位:人、各 3 月末)

年齢内訳をみると、身体障がい者では、所持者のほとんどが 18 歳以上となっています。知的障がい者では 18 歳未満が約 3 割 (27.6%) 、18 歳以上が約 7 割 (72.4%) の構成となっています。

■年齢内訳■

	18歳未満	18歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	38 (1.9%)	1,990 (98.1%)	2,028 (100%)
療育手帳所持者	116 (27.6%)	304 (72.4%)	420 (100%)

(単位:人)

障がい程度内訳をみると、身体障がい者では 1 級・2 級をあわせた重度障がいが約半数（47.8%）を占め、知的障がい者でも、最重度・重度が約半数（48.6%）となっています。精神障がい者は、約 7 割が 2 級所持者となっています。

■程度内訳■

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障害者手帳所持者	701 (34.6%)	268 (13.2%)	335 (16.5%)	507 (25.0%)	108 (5.3%)	109 (5.4%)	2,028 (100%)
	最重度	重度	中度	軽度	合計		
療育手帳所持者	99 (23.6%)	105 (25.0%)	117 (27.9%)	99 (23.6%)	420 (100%)		
	1級	2級	3級	合計			
精神障害者保健福祉手帳所持者	21 (4.9%)	308 (71.5%)	102 (23.7%)	431 (100%)			

【障害支援区分認定者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）】

介護給付等の申請があった場合に障害支援区分の認定が行われます。平成 29 年 3 月 31 日現在、障害支援区分認定者数は身体障がい者で 104 人、知的障がい者で 167 人、精神障がい者で 51 人となっています。

■障害支援区分認定者数■	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0 (0.0%)	9 (8.7%)	19 (18.3%)	12 (11.5%)	20 (19.2%)	44 (42.3%)	104 (100%)
知的障がい者	1 (0.6%)	11 (6.6%)	28 (16.8%)	44 (26.3%)	37 (22.2%)	46 (27.5%)	167 (100%)
精神障がい者	6 (11.8%)	25 (49.0%)	6 (11.8%)	9 (17.6%)	4 (7.8%)	1 (2.0%)	51 (100%)

（単位：人）

【市内にある障害福祉サービス事業所（平成29年10月1日現在）】

埼玉県指定事業所・施設一覧
北本市指定特定相談支援事業所一覧

サービスの種類	事業所・施設の名称	主たる対象者				
		指定なし	身体	知的	精神	障がい児
居宅介護	けあビジョン北本	○				
	社会福祉法人北本市社会福祉協議会	○				
	ニチイケアセンター北本	○				
	ひまわり介護サービス		○	○	○	○
	コーポみらい北本介護センター		○	○	○	○
	愛の手まごころサービス	○				
	クローバー	○				
	介護ステーションとまと	○				
重度訪問介護	けあビジョン北本		○			
	社会福祉法人北本市社会福祉協議会		○			
	ニチイケアセンター北本		○			
	ひまわり介護サービス		○			
	コーポみらい北本介護センター		○			
	愛の手まごころサービス		○			
	クローバー	○				
	介護ステーションとまと	○				
同行援護	けあビジョン北本		○			○
	ニチイケアセンター北本	○				
	クローバー	○				
	介護ステーションとまと	○				
行動援護	クローバー	○				
生活介護	北本市立あすなろ学園			○		
	北本市総合福祉センター		○			
	北本市立ふれあいの家		○	○		
就労移行支援	てんとうむし北本				○	
就労継続支援 B 型	北本市立あすなろ学園			○		
共同生活援助	グループホームたんぽぽ			○		
計画相談支援	相談支援事業所ぼぼろ	○				
	障害児相談支援室スマイルすきっぷ	○				
	障害者相談支援事業所クオーレ	○				
児童発達支援	北本市立児童発達支援センター					○
	こぱんはうすさくら北本教室					○
放課後等デイサービス	こども支援センターいろいろ					○
	ジュニアジョブサポートさくら					○
	放課後等デイサービスすきっぷ					○
	放課後等デイサービスじゃんぶ					○
	こぱんはうすさくら北本教室					○
保育所等訪問支援	北本市立児童発達支援センター					○
障害児相談支援	相談支援事業所ぼぼろ					○
	北本市立児童発達支援センター					○
	障害児相談支援室スマイルすきっぷ					○
	障害者相談支援事業所クオーレ					○

とくべつし えんがっこうざいせきしやすうとう
(2) 特別支援学校在籍者数等

【特別支援学校等】

平成 29 年 4 月 1 日現在、特別支援学校等の小学部に 24 人、中学部に 20 人、高等部に 32 人の児童・生徒が通っています。

■特別支援学校等へ通学している児童数（小学部）■

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
騎西特別支援学校	1	9	2	1	3	2	18
川島ひばりが丘特別支援学校	0	0	0	2	0	2	4
特別支援学校塙保己一学園	0	1	0	0	1	0	2
計	1	10	2	3	4	4	24

(単位：人)

■特別支援学校等へ通学している生徒数（中学部）■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	5	9	1	15
川島ひばりが丘特別支援学校	1	1	2	4
筑波大学附属桐生が丘特別支援学校	1	0	0	1
計	7	10	3	20

(単位：人)

■特別支援学校等へ通学している生徒数（高等部）■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	9	7	7	23
川島ひばりが丘特別支援学校	1	2	2	5
特別支援学校さいたま桜高等学園	1	1	0	2
久喜特別支援学校	1	0	0	1
特別支援学校羽生ふじ高等学園	1	0	0	1
計	13	10	9	32

(単位：人)

※ 平成 29 年 4 月 1 日現在

【特別支援学級】

平成 29 年 4 月 1 日現在、市内の小学校 7 校に 44 人の児童が、中学校 4 校に 27 人の生徒が在籍しています。

■特別支援学級児童数（小学校）■

	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
中丸小学校	2 クラス	0	2	2	2	2	4	12
石戸小学校	1 クラス	0	1	1	0	0	1	3
南小学校	2 クラス	0	0	2	2	2	1	7
栄小学校	2 クラス	0	0	0	2	1	2	5
西小学校	2 クラス	2	0	1	0	0	1	4
東小学校	2 クラス	2	0	1	1	1	4	9
中丸東小学校	2 クラス	1	1	0	0	1	1	4
計	13 クラス	5	4	7	7	7	14	44

(単位：人)

■特別支援学級生徒数（中学校）■

	学級数	1年	2年	3年	計
北本中学校	2 クラス	4	2	5	11
東中学校	2 クラス	4	0	4	8
西中学校	2 クラス	2	2	2	6
宮内中学校	2 クラス	0	1	1	2
計	8 クラス	10	5	12	27

(単位：人)

※ 平成 29 年 4 月 1 日現在

(3) 障がい者の就職状況

【大宮公共職業安定所（ハローワーク大宮）】

大宮公共職業安定所管内*の障がい者就職数は、第四期計画期間中で、平成27年度508人、平成28年度573人と年々増加しています。

■大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数■

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他の障がい者	合計
平成20年度	120(55)	75(47)	53	2	250
平成21年度	103(49)	103(67)	57	0	263
平成22年度	97(36)	81(55)	66	3	247
平成23年度	108(54)	92(54)	96	5	301
平成24年度	124(58)	145(79)	159	4	432
平成25年度	138(62)	148(75)	226	9	521
平成26年度	171(75)	99(56)	219	9	498
平成27年度	149(71)	84(31)	265	10	508
平成28年度	146(70)	131(51)	287	9	573

※() 重度障がい者数

(単位：人、3月末現在)

大宮公共職業安定所管内

さいたま市のうち西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区、鴻巣市（旧吹上町、旧川里町を除く）、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町

【北本市障がい者就労支援センター】

平成24年10月に設置した北本市障がい者就労支援センターは、就労支援相談員が就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望、能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援を行っています。就職後も定期的に職場訪問を行い、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援を行っています。

平成29年3月31日現在の登録者数は114人、就労者数は57人となり、登録者の半数が就労に結びついています。

■北本市障がい者就労支援センター登録者数等の状況■

	登録者数(人)					就労者数(人)					就労率
	身体	知的	精神	その他	合計	身体	知的	精神	その他	合計	
平成24年度	0	13	4	0	11	0	5	1	0	6	35.3%
平成25年度	9	27	28	2	66	1	14	6	0	21	31.8%
平成26年度	12	39	41	1	93	3	12	9	0	24	25.8%
平成27年度	12	44	51	1	108	5	18	11	0	34	31.5%
平成28年度	13	44	56	1	114	6	24	27	0	57	50.0%

※その他は、難病等の人、障害者手帳申請中の人の数。

(単位：人、各3月末)

(4) 障がい者数の推計

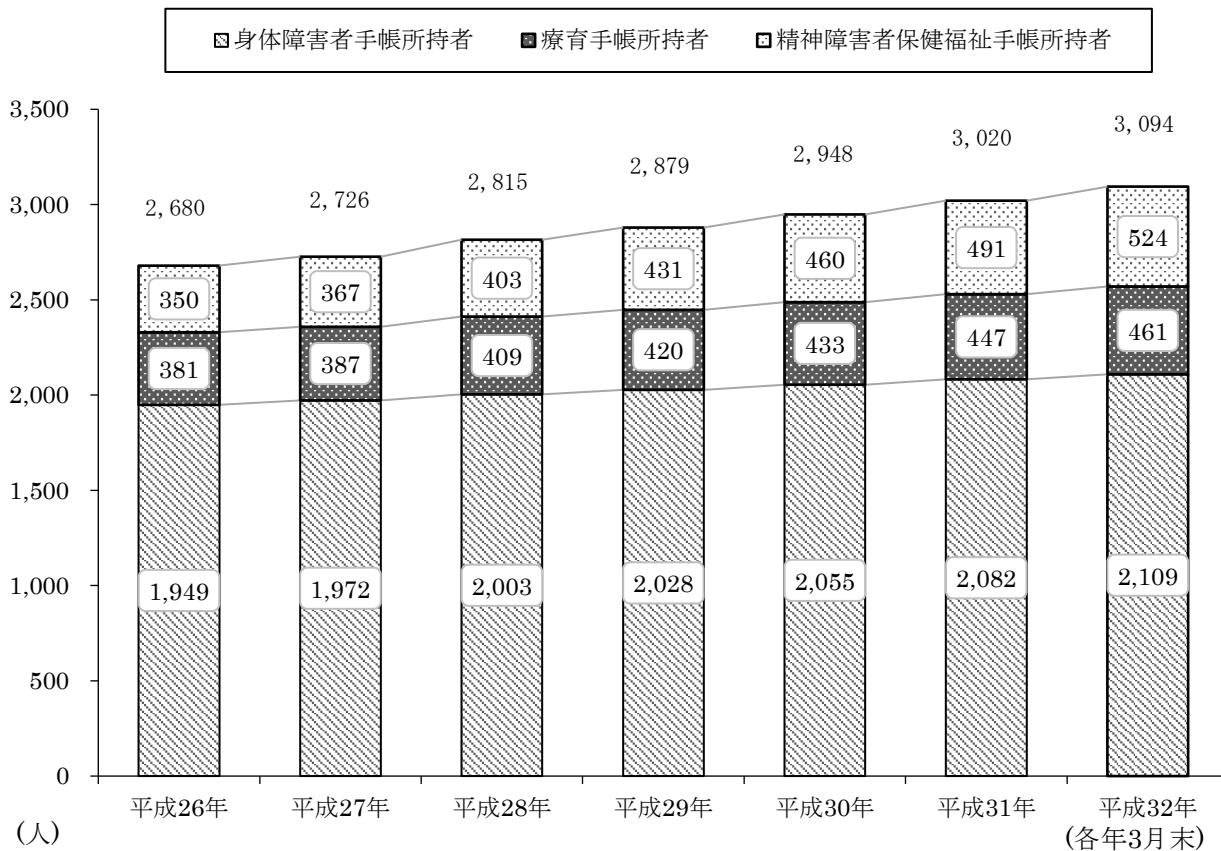
障害福祉サービス見込量算出のために、平成 30 年から平成 32 年の障がい者数を推計しました。これまで、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、一貫して増加傾向にあり、計画期間の 3 年間についてもこの増加傾向が続くと仮定し、推計を行ったものです。

■障害者手帳所持者数の推移■

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
身体障害者手帳所持者	1,949	1,972	2,003	2,028	2,055	2,082	2,109
対前年比率	-	1.17	1.55	1.23	1.32	1.32	1.32
療育手帳所持者	381	387	409	420	433	447	461
対前年比率	-	1.55	5.38	2.62	3.18	3.18	3.18
精神障害者保健福祉手帳所持者	350	367	403	431	460	491	524
対前年比率	-	4.63	8.93	6.50	6.69	6.69	6.69
3障がい合計	2,680	2,726	2,815	2,879	2,948	3,020	3,094

(単位:人、各年 3月末)

※平成 30 年以降の対前年比は、平成 26-29 年の平均比率



3 基本目標（平成32年度の将来像）

各項目の目標のうち、市町村が設定する事項について、国基本指針及び埼玉県の考え方を踏まえ、本市の考え方を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。</p> <p>当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>地域移行者数は国と同様9%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。</p> <p>《設定しない理由》</p> <p>本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。</p>

本市では、埼玉県の考え方、現在入所している障がい者の状況や入所待機者の状況を踏まえ、平成28年度末時点の入所者51人のうち5人（9%相当）が、平成32年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

また、入所者数の削減見込みは、県の考え方のとおりとし、設定しないこととします。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数	51人	
【目標値】地域生活移行者数	5人	平成32年度末までに地域生活へ移行する者の目標数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたり、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。このため、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況に関する目標を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成32年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p> <p>医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。</p> <p>市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。</p>	国基本指針のとおり。

本市では、国及び埼玉県の考え方のとおりとします。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

項目	数値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	設置	平成32年度末までに協議の場を設置する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等（面的な体制を含む）について、整備することが求められています。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。	国基本指針のとおり。

本市では、埼玉県の動向を注視するとともに、自立支援協議会等において地域生活支援拠点等の機能や整備の方向性を検討し、平成32年度までの整備を目指します。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等を整備する。	整備	市または圏域を含め、平成32年度末までに整備する。

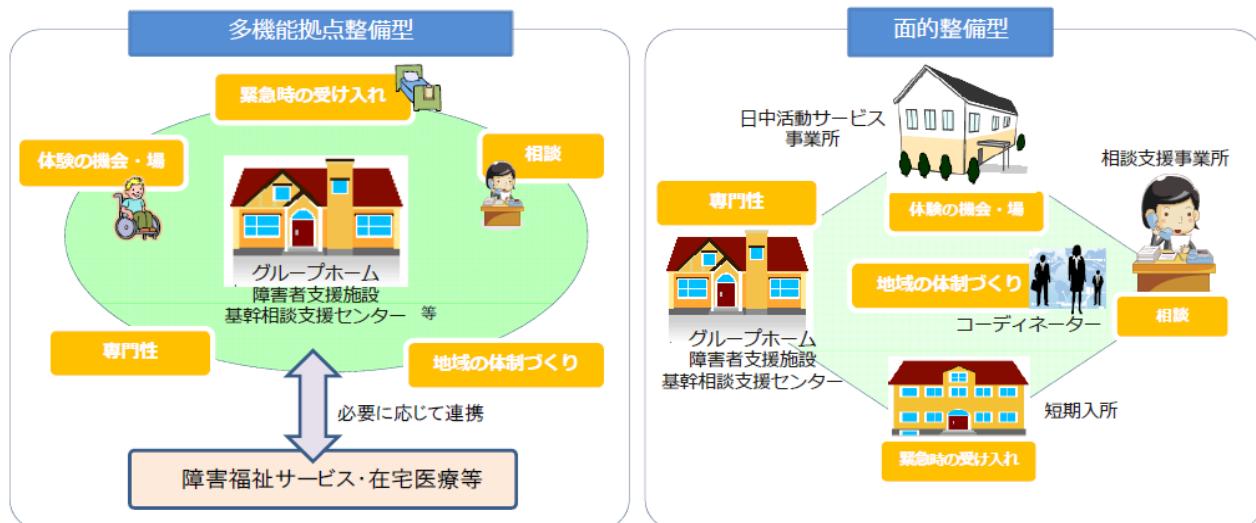
<地域生活支援拠点のイメージ（障害保健福祉関係主管課長会議資料より）>

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



圏域

施策の推進・連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されています。北本市は県央障害保健福祉圏域（鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町）に含まれています。

ふくししせつ いっぽんしゅうろう いこうとう
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。</p> <p>なお、目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を各目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p> <p>就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。</p> <p>一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>国基本指針のとおり。</p>

国基本指針及び県の考え方のとおり設定します。ただし、就労移行支援事業所は市内に 1 か所のみのため（平成 29 年 4 月 1 日現在）、「就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す」に関しては、目標設定はしません。

平成 32 年度の一般就労への移行者数については、18 人を目標とします。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末の利用者数 28 人以上を目

標とします。

新たに創設される就労定着支援事業の利用者数については、平成 32 年度末の利用者数 4 人を目標とします。また、支援を開始した時から 1 年後の職場定着率を 8 割とします。

項目	数値	考え方
平成 28 年度の 一般就労移行者数	12 人	平成 28 年度に一般就労に移行した者の数
【目標値】平成 32 年度の 一般就労移行者数	18 人	平成 32 年度において一般就労に移行する者の数

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の 就労移行支援の利用者数	23 人	平成 28 年度末において就労移行支援を利用していた者の数
【目標値】平成 32 年度末の 就労移行支援の利用者数	28 人 以上	平成 32 年度末において就労移行支援を利用している者の数

項目	数値	考え方
【目標値】平成 32 年度末の 就労定着支援の利用者数	4 人	平成 32 年度末において就労定着支援を利用している者の数
【目標値】就労定着支援の利 用者の 1 年後の職場定着率	8 割	就労定着支援を利用している者の 1 年後の職場定着率

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等について、目標を設定します。

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
<p>① 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>また、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>② 平成 32 年度末までに、主に、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	国基本指針のとおり。

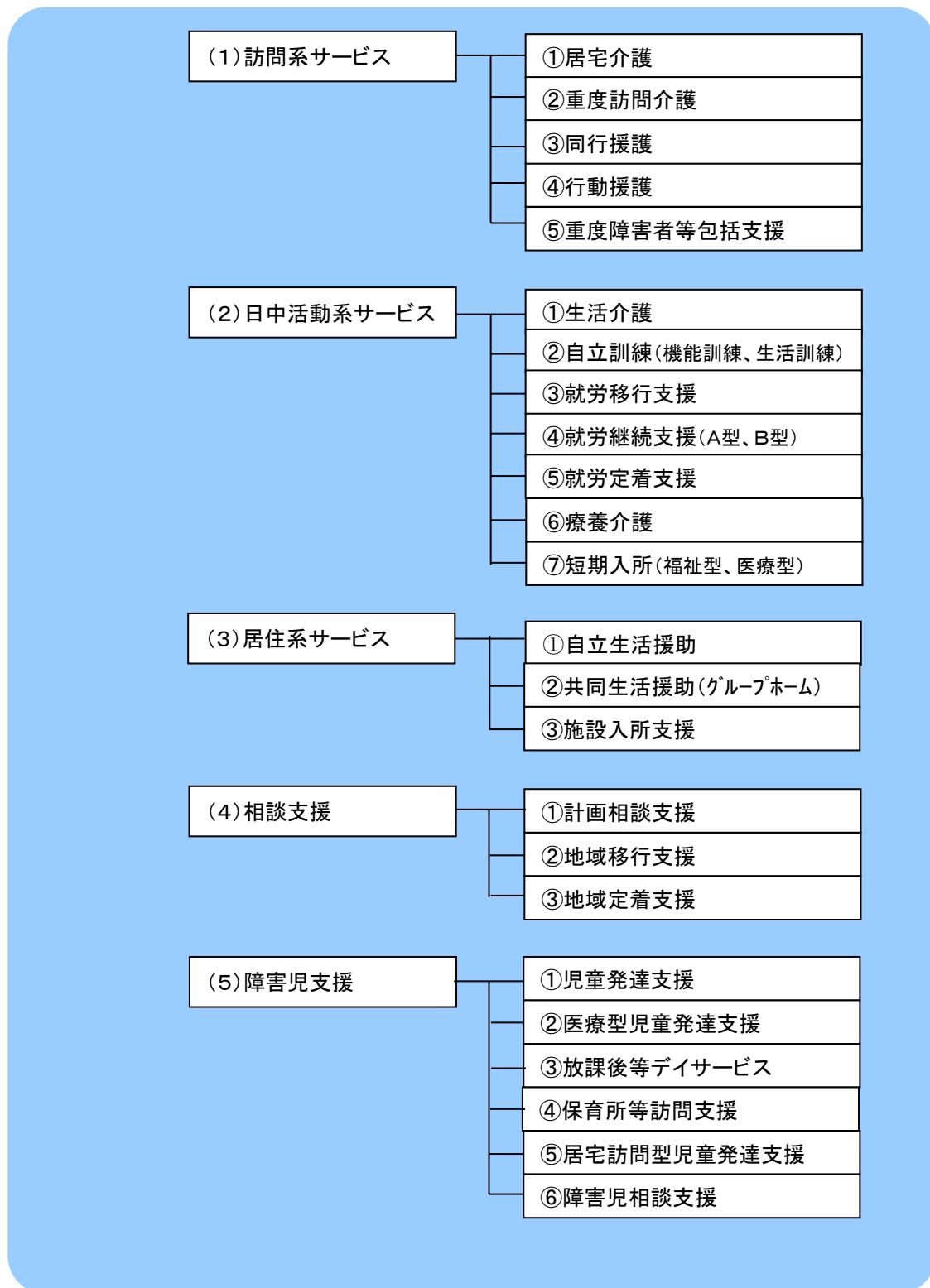
国基本指針及び県の考え方のとおり設定します。

障がい児の支援のため地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保が必要となります。そこで、障がい児支援の提供体制の整備等として次の目標を設定します。

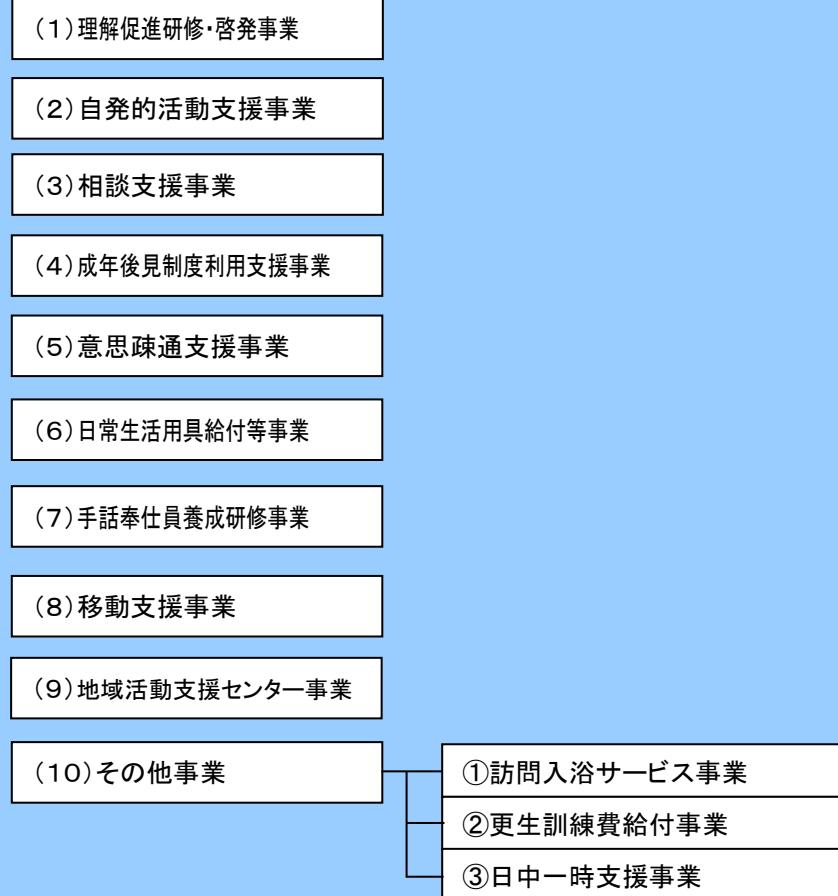
項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	設 置	平成 27 年 4 月に設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実 施	提供体制の構築済
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確 保	市または圏域を含め、平成 32 年度末までに1か所以上の確保
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設 置	平成 30 年度末までに協議の場を設置する。

4 サービス体系

【障害福祉サービス等】



【地域生活支援事業】



5 障害福祉サービス等の見込み量

障害者総合支援法で規定されている障害福祉サービス（相談支援を含む）及び児童福祉法で規定されている障害児通所支援（障害児相談支援を含む）の計画期間におけるサービス見込量については、これまでの利用実績やアンケート調査の結果、国・県の基本的な考え方等を踏まえ、次のとおり推計しました。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

ホームヘルパーが訪問し、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等、また外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

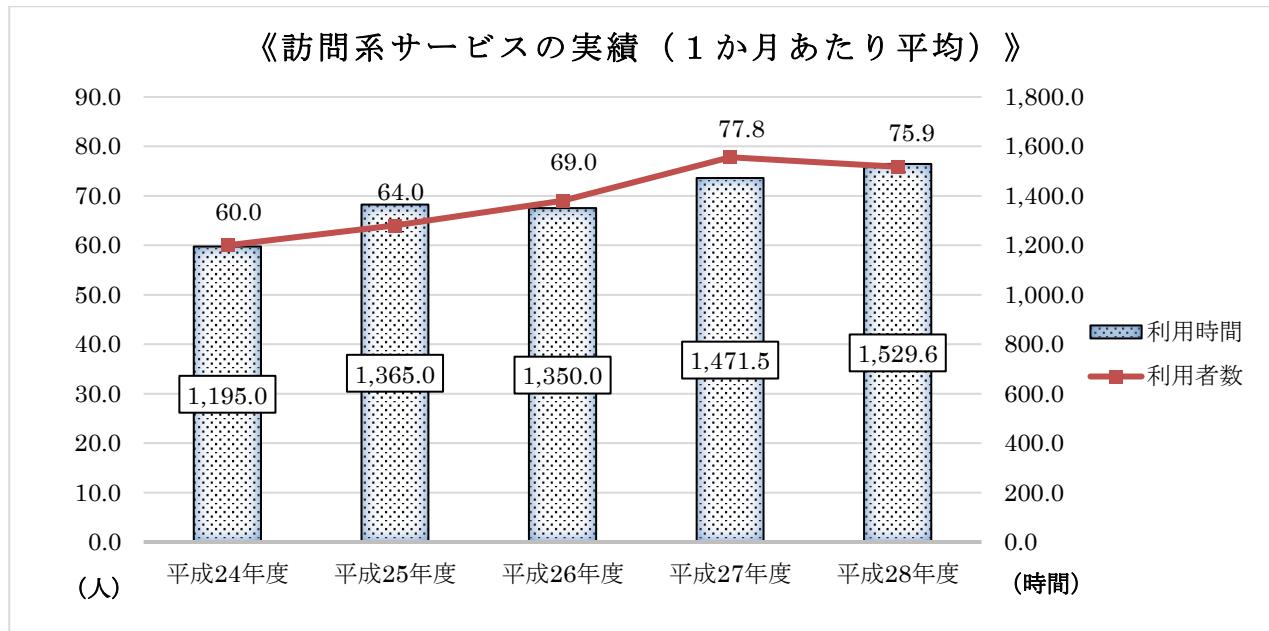
視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な援助を行います。

④行動援護

知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人が、行動するときに危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護を必要とし、意思の疎通を図ることに著しい支障がある人で、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある、または、知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に行います。



1か月あたりの事業実績は、第三期計画期間の初年度である平成24年度では利用者60人、利用時間1,195時間で、続く平成25年度では、利用者数、利用時間ともに増加しましたが、平成26年度には微減しています。

第四期計画期間の初年度である平成27年度では、利用者は77.8人と増加し、利用時間も約1,472時間と増加しました。平成28年度は、利用時間は増加したものの、利用者数は微減となりました。しかしながら、中長期的には増加傾向と想定されます。

アンケート調査結果では、第四期と同様に、特に身体障がい者で利用意向が高くなっています。今後の推移もこうした利用意向を勘案し、また、事業者が増えサービス提供体制も充実してきていることから、利用者数・利用時間とも増加していくと想定されます。居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援をあわせて、平成32年度においては、1か月あたり、利用者100人、利用時間2,000時間分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数、利用時間

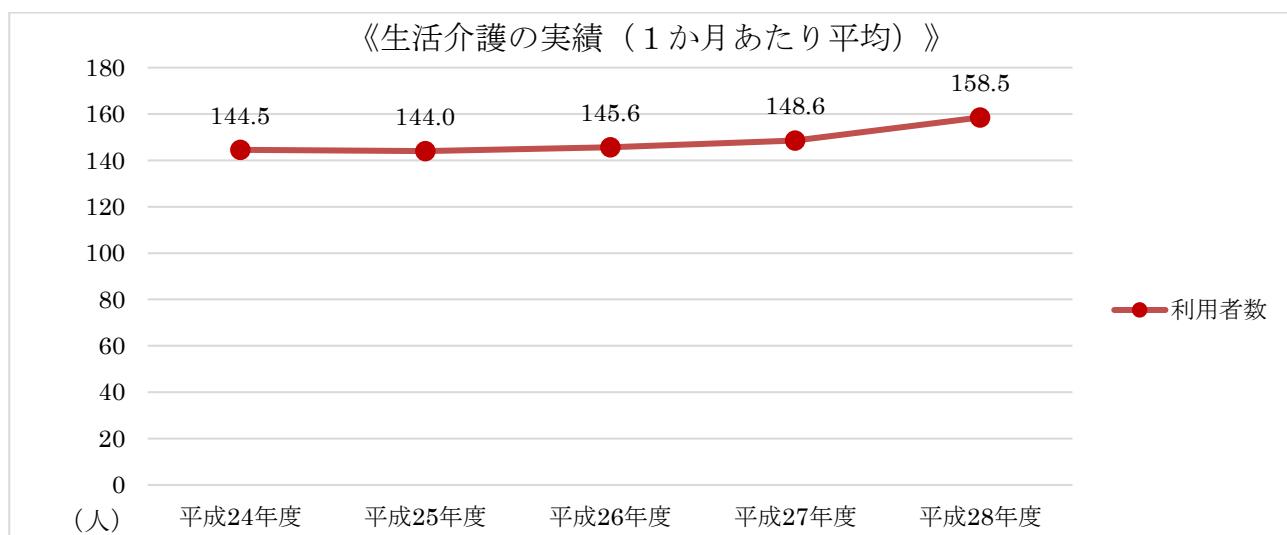
	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	利用者数 75.9人	利用者数 90人	利用者数 95人	利用者数 100人
重度訪問介護	利用時間 1,529.6時間	利用時間 1,800時間	利用時間 1,900時間	利用時間 2,000時間
同行援護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

※1人あたりの平均利用時間を20時間／月として計算

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。



平成 24 年度の 1 か月あたりの利用者は 144.5 人で、平成 26 年度までの第三期計画期間中は、ほぼ横ばいに推移しました。第四期計画期間の初年度である平成 27 年度は、微増に推移しましたが、平成 28 年度には 1 か月あたり平均 10 人の増となりました。第五期計画期間中は、特別支援学校の卒業者数の推移やサービスの利用ニーズを勘案すると、利用者は増加していくと想定されます。平成 32 年度においては、1 か月あたり、利用者 175 人、利用日数 3,850 人日分のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用者数 158.5 人	利用者数 165 人 利用日数 3,630 人日分	利用者数 170 人 利用日数 3,740 人日分	利用者数 175 人 利用日数 3,850 人日分

※1 人あたりの利用日数を 22 日／月として計算

《生活介護の利用者像》

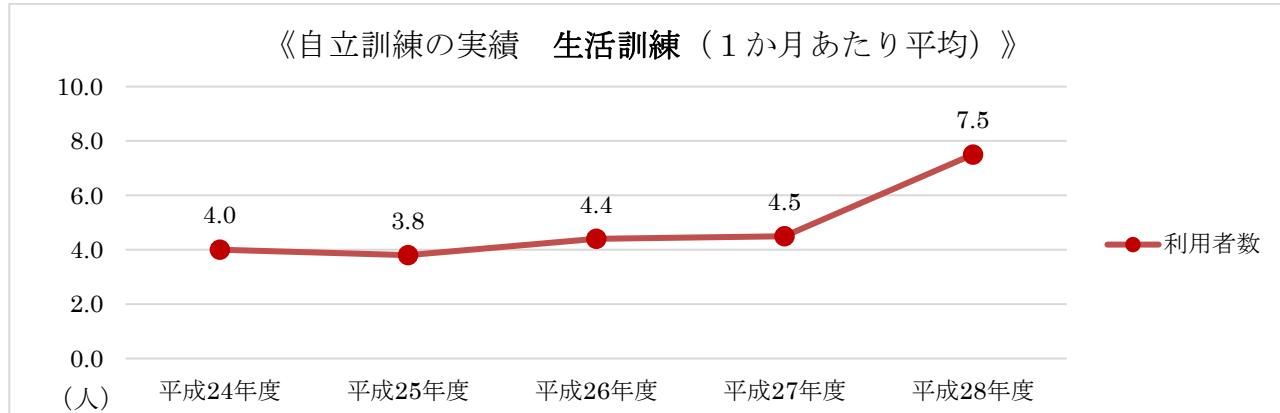
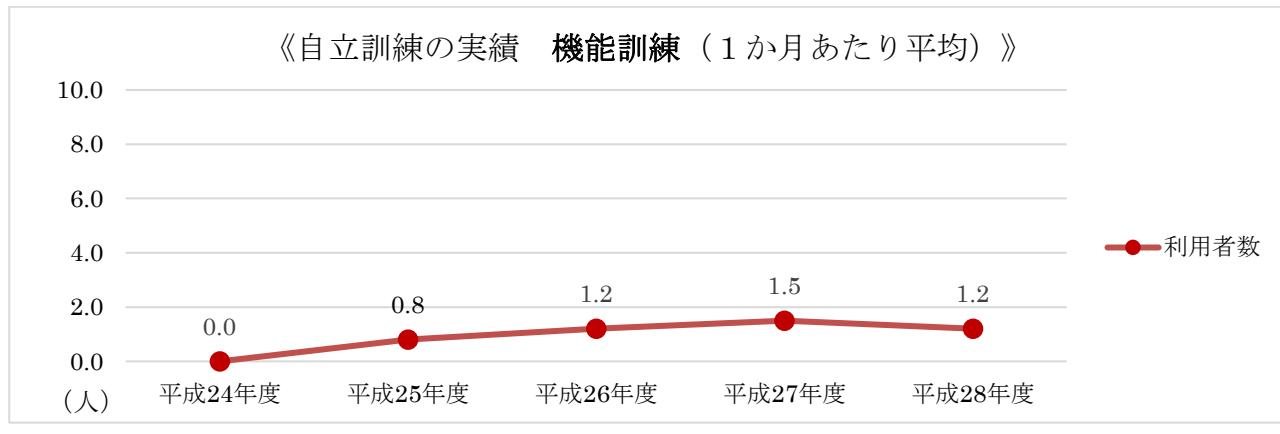
生活介護
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方
① 障害支援区分 3 以上(施設へ入所する場合は区分 4 以上)
② 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2 以上(施設入所の場合は区分 3 以上)

②自立訓練

自立した日常生活または社会生活が送れるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障がい者、難病を患っている方を対象とし、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。



市内には「機能訓練」、「生活訓練」を実施している事業所はなく、市外の施設を利用しておらず、平成 28 年度の実績は「機能訓練」が 1.2 人、「生活訓練」が 7.5 人となっています。

今後は、機能訓練は横ばいであると想定され、平成 30 年度から平成 32 年度においては、1 か月あたり 2 人を、生活訓練は増加していくと想定され、平成 32 年度においては、1 か月あたり 10 人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数 1.2人	利用者数 2人 利用日数 44人日分	利用者数 2人 利用日数 44人日分	利用者数 2人 利用日数 44人日分
自立訓練（生活訓練）	利用者数 7.5人	利用者数 8人 利用日数 176人日分	利用者数 9人 利用日数 198人日分	利用者数 10人 利用日数 220人日分

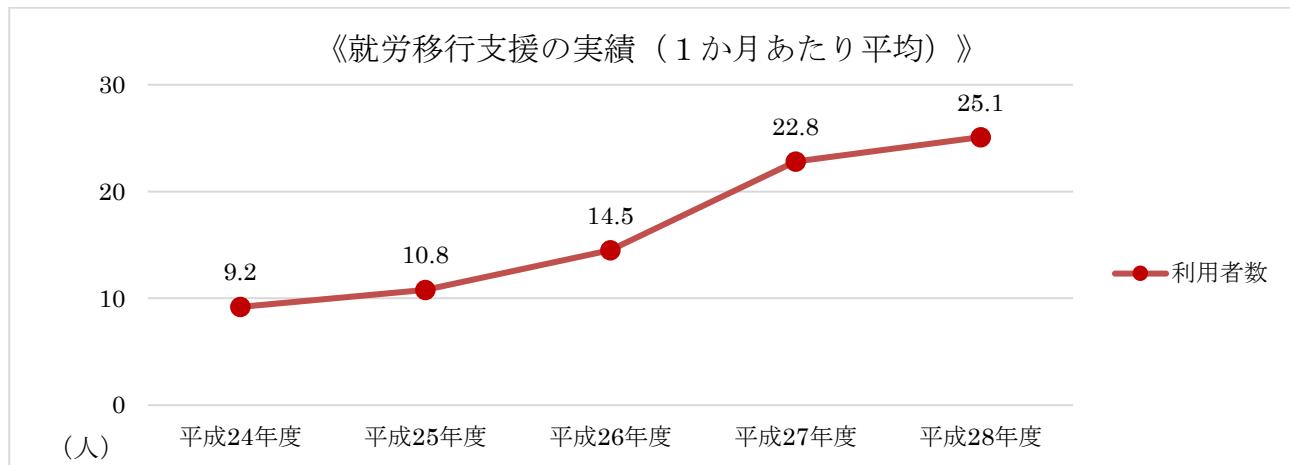
※1人あたりの利用日数を22日／月として計算

《自立訓練の利用者像》

機能訓練	生活訓練
<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある方、または難病を患っている方</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>② 特別支援学校を卒業した方であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>等</p>	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいのある方・精神障がいのある方。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>② 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>等</p>

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。



第四期計画期間の初年度である平成 27 年度の利用者は 22.8 人、平成 28 年度は、25.1 人と増加傾向にあります。平成 25 年 4 月に障害者の雇用の促進等に関する法律等関係法令の改正により、法定雇用率が引き上げられたこと、また、平成 26 年 10 月に市内に就労移行支援を提供する事業所が開設したことも影響していると考えられます。今後も利用者数は増加していくと想定され、平成 32 年度においては、1 か月あたり 40 人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	利用者数 25.1 人	利用者数 30 人 利用日数 660 人日分	利用者数 35 人 利用日数 770 人日分	利用者数 40 人 利用日数 880 人日分

※1 人あたりの利用日数を 22 日／月として計算

《就労移行支援の利用者像》

就労移行支援
① 就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識、技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の人
② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

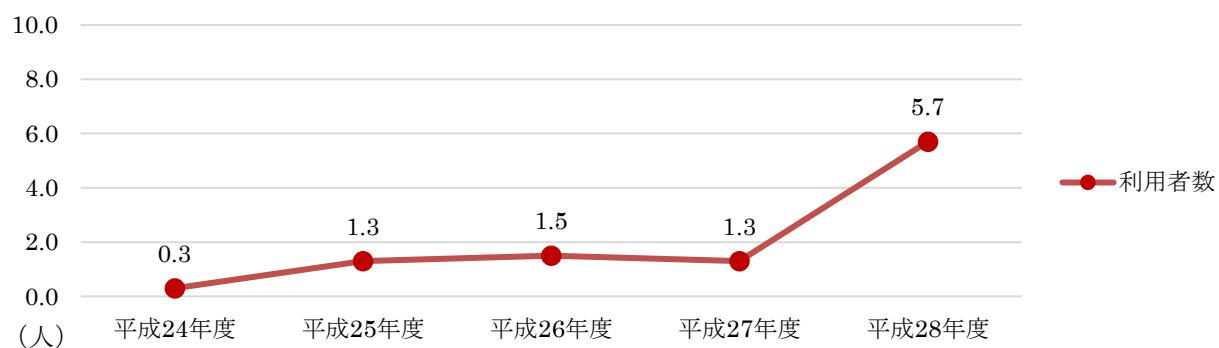
④就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

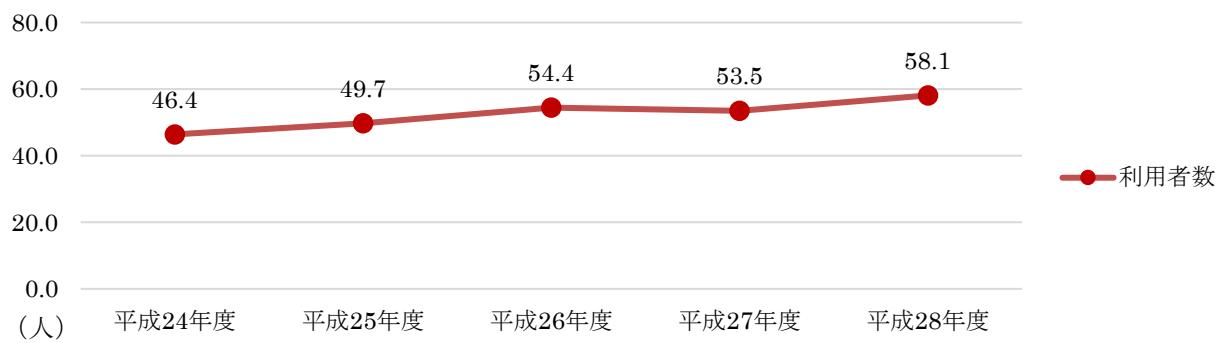
就労継続支援のうちA型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

《就労継続支援の実績 A型（1か月あたり平均）》



《就労継続支援の実績 B型（1か月あたり平均）》



平成28年度の就労継続支援A型利用者（1か月あたり平均）は5.7人、就労継続支援B型の利用者（1か月あたり平均）は58.1人となっています。

就労継続支援A型については、県内でもサービスを実施している事業所は少ないものの、就労志向の高まりから利用者は増加していくことが想定され、平成32年度においては、1か月あたり10人のサービス量を見込むこととします。

就労継続支援B型については、特別支援学校の卒業者数等を踏まえ、平成30年度から平成32年度において利用者数は増加傾向にあると想定され、平成32年度においては、1か月あたり75人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（A型）	利用者数 5.7人	利用者数 8人 利用日数 176人日分	利用者数 9人 利用日数 198人日分	利用者数 10人 利用日数 220人日分
就労継続支援（B型）	利用者数 58.1人	利用者数 65人 利用日数 1,430人日分	利用者数 70人 利用日数 1,540人日分	利用者数 75人 利用日数 1,650人日分

※1人あたりの利用日数を22日／月として計算

《就労継続支援の利用者像》

A型	B型
<p>企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③ 企業等を離職した方など就労経験のある方で、現に雇用関係がない方 <p>等</p>	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方 ② 50歳に達している方、または障害基礎年金1級受給者 ③ ①②のいずれにも該当しない方であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている方 ④ 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方 <p>等</p>

⑤就労定着支援

一般企業等へ就労した人の就労に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

平成 30 年度の改正障害者総合支援法の施行により、新たに創設されるサービス。就労移行支援の利用者数、一般就労への移行者の増加により、本サービスの利用者も増加していくと考えられますが、新規サービスであるため、平成 30 年度の導入より微増していくと想定され、平成 32 年度においては、1 か月あたり 4 人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

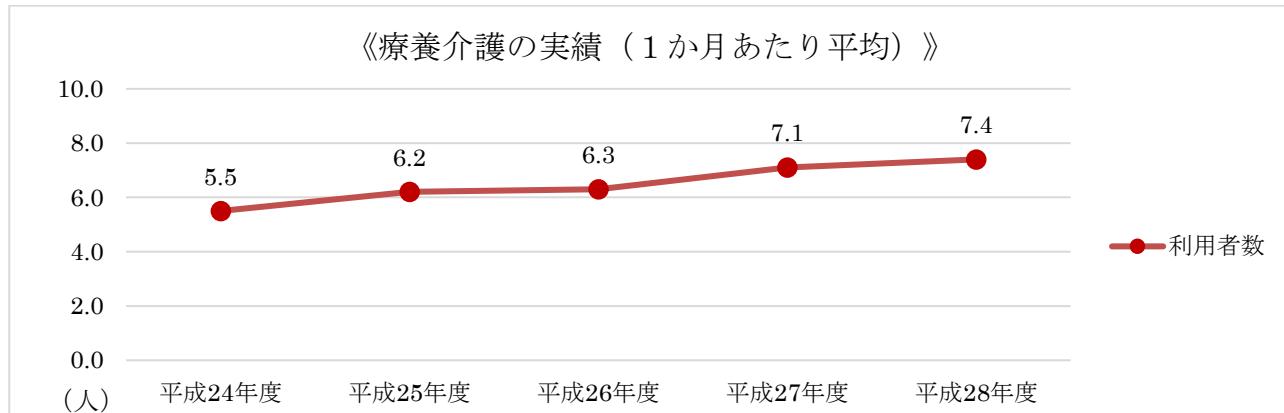
	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	—	利用者数 2 人	利用者数 3 人	利用者数 4 人

《就労定着支援の利用者像》

就労定着支援
就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている方

⑥療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話を行います。



本市では、第四期計画期間の平成 27 年度、平成 28 年度では 7 名程度の利用者数となっています。今後も横ばいの傾向であると想定され、平成 30 年度から平成 32 年度においては、各年度 1 か月あたり 8 人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	利用者数 7.4 人	利用者数 8 人	利用者数 8 人	利用者数 8 人

《療養介護の利用者像》

療養介護
医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、A LS(筋萎縮性側索硬化症)*患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分 6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分 5 以上の方

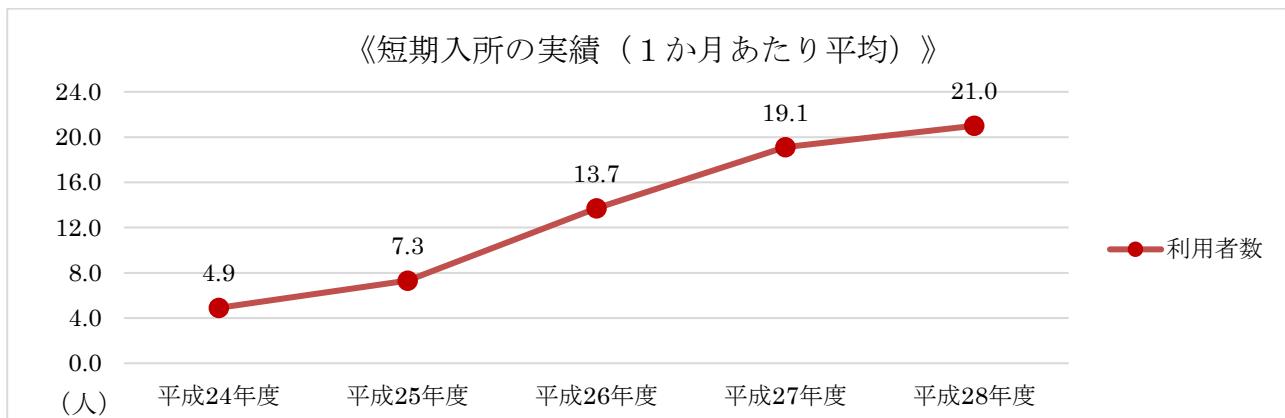
*印の付いている用語の説明

A L S (筋萎縮性側索硬化症)

Amyotrophic lateral sclerosis の略で、重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患。純粋に運動神経のみが侵され、感覚神経や自律神経など、他の系統の神経は侵されない。

⑦短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。



平成28年度の1か月あたりの利用者は21.0人（福祉型14.3人、医療型6.7人）となっており、利用者数は増加傾向にあります。

短期入所は、施設や病院からの地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズの大きさ等の要素を踏まえると、今後も利用者数は増加していくと想定されます。

平成32年度においては、1か月あたり福祉型は23人、医療型は12人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（福祉型）	利用者数 14.3人	利用者数 18人 利用日数 126人日分	利用者数 21人 利用日数 147人日分	利用者数 23人 利用日数 161人日分
短期入所（医療型）	利用者数 6.7人	利用者数 8人 利用日数 56人日分	利用者数 10人 利用日数 70人日分	利用者数 12人 利用日数 84人日分

※1人あたりの利用日数を福祉型7日／月、医療型7日／月として計算

《短期入所の利用者像》

短期入所
介護を行う人が疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とし、次に掲げる方。
① 障害支援区分が区分1以上である方
② 障害児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、利用者の理解力、生活力等を補うため適時のタイミングで適切な支援を行います。

平成 30 年度の改正障害者総合支援法の施行により、新たに創設されるサービス。施設や病院から地域移行の促進等から、本サービスの利用者も一定の需要があると考えられるが、新規サービスであるため、平成 30 年度から平成 32 年度においては、1か月あたり 2 人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

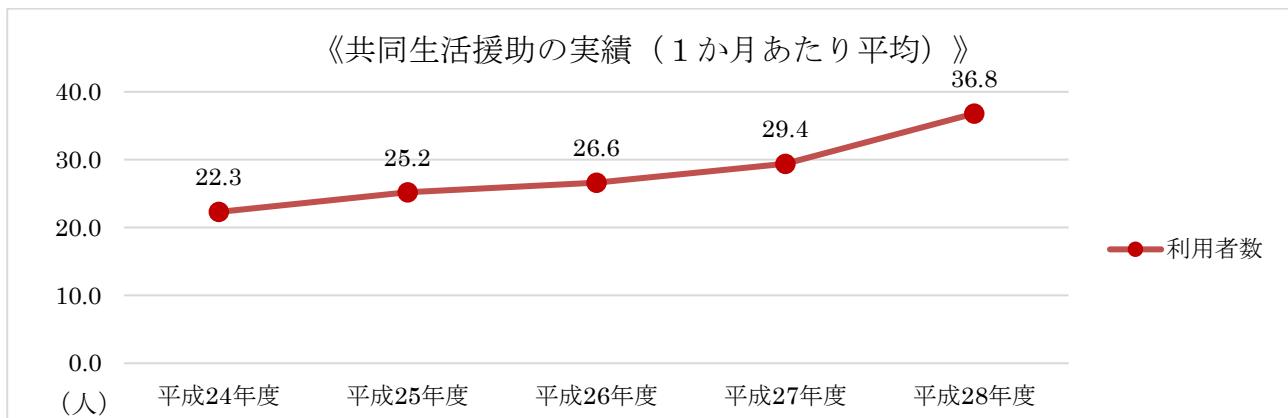
	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	—	2 人	2 人	2 人

《自立生活援助の利用者像》

自立生活援助
障害者支援施設やグループホーム等を利用していった方で、一人暮らしを希望する方等

②共同生活援助（グループホーム）

主として、夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。



平成 28 年度の実績は利用者数 36.8 人で、近年増加の傾向となっています。現在、市内のグループホームは 1 か所で、多くの人が市外のグループホームを利用している状況にあります。

共同生活援助（グループホーム）は、家族等介護者の高齢化、施設や病院からの地域移行の促進、アンケート調査結果における潜在ニーズ（特に知的障がい者で高い利用意向）の大きさ等の要素を踏まえると、今後も増加していくサービスであると考えられます。計画期間の平成 30 年度から平成 32 年度にかけても増加傾向にあると想定され、平成 32 年度においては、1 か月あたり 45 人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用者数

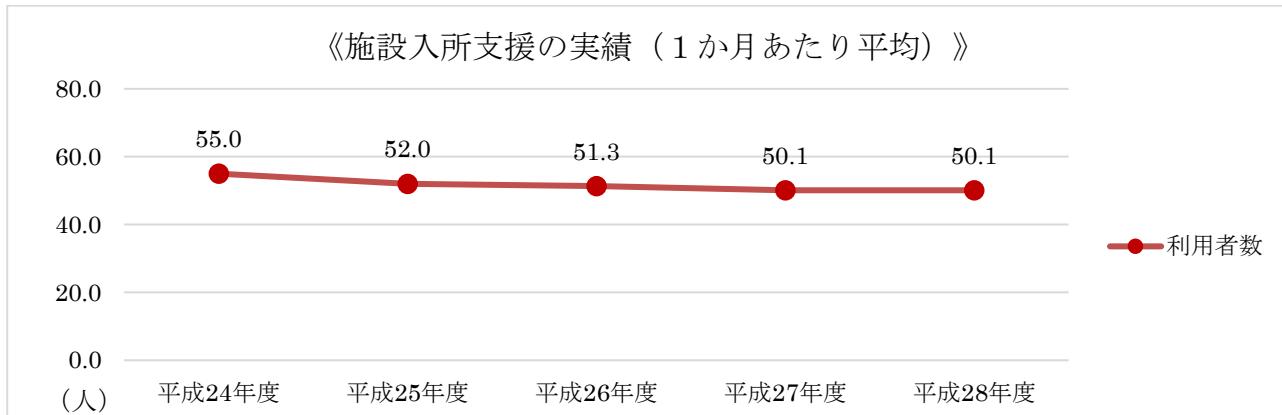
	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助（グループホーム）	利用者数 36.8 人	利用者数 40 人	利用者数 42 人	利用者数 45 人

《共同生活援助の利用者像》

共同生活援助
障がいのある人で、共同生活を営む住居の利用を希望する人。 ただし、身体に障がいのある人の利用は、65 歳未満の人、65 歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス等を利用したことがある人に限られます。

③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として、夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。



近年の入所施設から地域生活への移行の取り組みにより、利用者は少しずつ減少しており、平成28年度の施設入所者は50.1人となっています。

しかし、グループホーム等地域生活が困難な人、施設への入所待機者もいるため、第五期計画では入所者の削減数の数値目標は設定しません。利用者数は微増していくと想定され、平成32年度においては、1か月あたり52人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	50.1人	50人	51人	52人

《施設入所支援の利用者像》

施設入所支援
夜間において、介護が必要な方、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者
① 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は、区分3以上)
② 自立訓練または就労移行支援の利用者で、入所により訓練等を実施することが必要で効果的であると認められる方。または、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方等

(4) そうだんしえん 相談支援

①けいかくそうだんしえん 計画相談支援

サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害福祉サービス等の支給決定前に、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定が行われた後には、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。

平成 27 年度に障害福祉サービスの支給決定の際に「サービス利用計画案」の提出が義務づけられたため、第四期計画期間中に利用者は大幅に増加しました。平成 30 年度以降も障害福祉サービスの利用者の増加とともに、着実に増加していくと想定され、平成 32 年度においては、820 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量]

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	673 人	730 人	770 人	820 人

②ちいきそうだんしえん 地域相談支援

地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院等している障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。

地域移行支援については、平成 28 年度の実績はありませんでした。平成 30 年度以降は、地域への移行を促進するために、各年度 2 人の利用者を見込むこととします。

地域定着支援については、これまでに利用実績はありませんが、今後は地域移行支援の利用から地域定着支援へと移行する人を想定し、平成 30 年度以降は、各年度 1 人の利用者を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	1 人	1 人	1 人

(5) 障がい児支援

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、利用者は減少しており、微減若しくは横ばいに推移すると想定されるため、平成 32 年度で、利用者数 7 人を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	9.1人	利用者数 7人 利用日数 91人日分	利用者数 7人 利用日数 91人日分	利用者数 7人 利用日数 91人日分

※1人あたりの利用日数を 13 日／月として計算

《児童発達支援の利用者像》

児童発達支援
療育の観点から集団療育、個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童。
具体的には次のような例が挙げられます。
① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要があると認められた児童
② 保育所や幼稚園に在籍しているが、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

②医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援と治療を行います。

利用のニーズから、平成 32 年度においては、利用者数 1 人を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	0人	利用者数 1人 利用日数 13人日分	利用者数 1人 利用日数 13人日分	利用者数 1人 利用日数 13人日分

※1人あたりの利用日数を 13 日／月として計算

《児童発達支援の利用者像》

医療型児童発達支援
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。

③放課後等デイサービス

学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。

平成 28 年度には毎月 60 人以上の利用があり、利用ニーズも高く、平成 30 年度以降も利用者は増加していくことが想定されるため、平成 32 年度においては、利用者数 100 人を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等デイサービス	64.7 人	利用者数 80 人 利用日数 1,040 人日分	利用者数 90 人 利用日数 1,350 人日分	利用者数 100 人 利用日数 1,500 人日分

※1 人あたりの利用日数を 15 日／月として計算

《放課後等デイサービスの利用者像》

放課後等デイサービス
学校教育法第 1 条に規定している学校（幼稚園、大学を除く。）に就学しており、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた児童

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。

平成 28 年度には毎月 12 人程度の利用があり、他のサービスの利用等から平成 30 年度以降は微増若しくは横ばいに推移すると想定されるため、平成 32 年度においては、利用者数 13 人を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所等訪問支援	12.5 人	利用者数 13 人 利用日数 26 人日分	利用者数 13 人 利用日数 26 人日分	利用者数 13 人 利用日数 26 人日分

※1 人あたりの利用日数を 2 日／月として計算

《保育所等訪問支援の利用者像》

保育所等訪問支援
保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、施設において、専門的な支援が必要と認められた児童

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

平成 30 年度の改正児童福祉法の施行により、新たに創設されるサービス。

サービス提供事業所が見込めないことから、大幅な利用者の増加はしないことが想定されるため、平成 32 年度においては、利用者数 2 人を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1か月あたりの利用者数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	—	利用者数 2 人 利用日数 2 人日分	利用者数 2 人 利用日数 2 人日分	利用者数 2 人 利用日数 2 人日分

※1 人あたりの利用日数を 1 日／月として計算

《居宅訪問型児童発達支援の利用者像》

居宅訪問型児童発達支援
重症心身障害児などの重度の障がい児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

⑥障害児相談支援

障害児相談支援には、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。障害児支援利用援助は、障害児通所支援の支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。継続障害児支援利用援助は、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助とを合わせた利用者は、平成 27 年度には約 130 名、平成 28 年度では 200 名を超える利用があり、利用者数は大幅に増加しています。平成 30 年度以降も、障がい児通所支援サービスの利用者の増加に伴い、徐々に増えていくことが想定されます。見込量の算定基準は、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等サービスの見込み量を合計した人数を基準とし、第一期計画期間の各年度の見込量は、平成 30 年度は 260 人、平成 31 年度は 280 人、平成 32 年度は 300 人を見込むこととします。

[サービス見込量]

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	215 人	260 人	280 人	300 人

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの
配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要です。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用者を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行ながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っています。なお、市での配置が困難な場合には、圏域での配置を含めて検討していきます。

[サービス見込量]

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	-	配置人数 0人	配置人数 0人	配置人数 1人

6 地域生活支援事業の見込み量

障害者総合支援法で市町村が行うこととされている地域生活支援事業の計画期間におけるサービスの見込みについては、これまでの利用実績やアンケート調査の結果、国・県の基本的な考え方等を踏まえ、次のとおり推計しました。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいや障がいのある人等に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて、地域住民への働きかけを行います。

「第三次北本市障害者福祉計画（平成29年3月）」では、基本目標6として「障がいの理解と市民の協働を実現するための基盤づくり」を掲げています。市役所内販売スペース「ひだまり」、「きたもと福祉まつり」や『精神障がい者の明るい未来のために』フォーラム等によるふれあいの機会の創出、また、地域自立支援協議会において、サービス提供事業所・相談支援事業所・障がい者支援団体に対する研修会を実施します。これらの事業により、今後も障がいや障がいのある人等に対する市民の理解が深まるよう取り組みを進めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民による自発的な取り組みを支援します。

ボランティアの普及・育成を進めるほか、障がいのある人の介護者のための家族教室を開催する等、障がいのある人や介護者同士の情報交換・交流の場の確保に努めます。

また、障がいによる災害弱者の円滑な避難誘導・救助に向けて、地域福祉計画や地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿等の整備を進め、地域ぐるみの協力体制の確立を図ります。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を提供することや、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がいのある人などが自立した日常生活や社会生活を営むことができるような相談支援体制を整えます。

本市では、平成19年度に障害者相談支援事業を2箇所（指定特定・指定一般相談支援事業者）で実施し、鴻巣市と共同で自立支援協議会を設置しました。障害のある人等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

今後も、引き続き、相談支援体制を充実させ、障がいのある人が主体的にサービスを選び、自立した地域生活を継続できるよう努めます。

また、障がいのある人やその家族からの専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と相談支援事業者との連携を強化するように努めます。

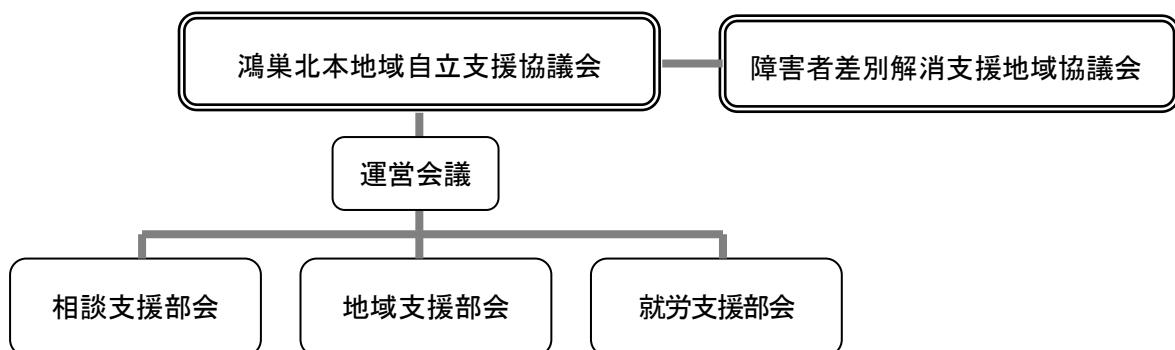
さらに、自立支援協議会を中心と位置づけ、本市の実情にあった相談支援体制の構築を進めていきます。

なお、障害者総合支援法では、市町村は「基幹相談支援センター」を設置することができることとされています。本市においても、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を引き続き進めています。

[サービス見込量]

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
地域自立支援協議会	設置	設置	設置	設置

《鴻巣北本地域自立支援協議会の組織図》



《障害者相談支援事業》

事業の概要
地域の障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人等、障がい児の保護者又は障がいのある人等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者、精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

[サービス見込量]

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	0人	1人	1人	1人

《成年後見制度利用支援事業》

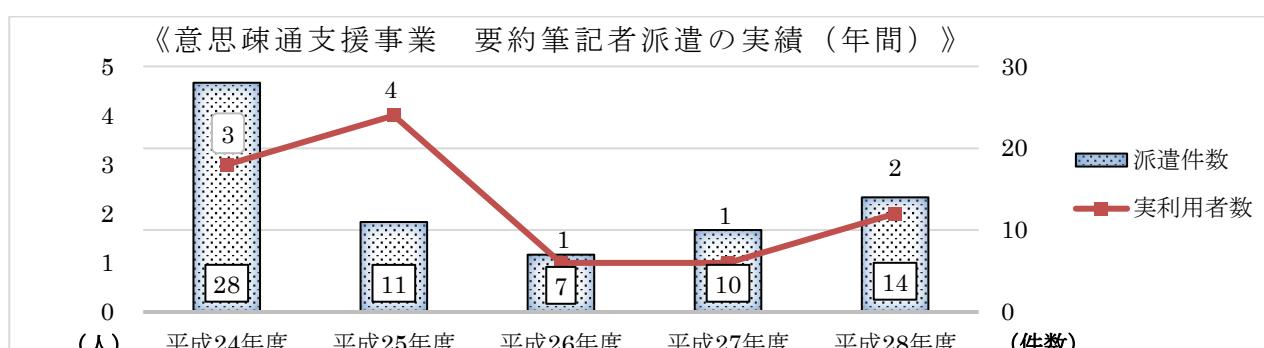
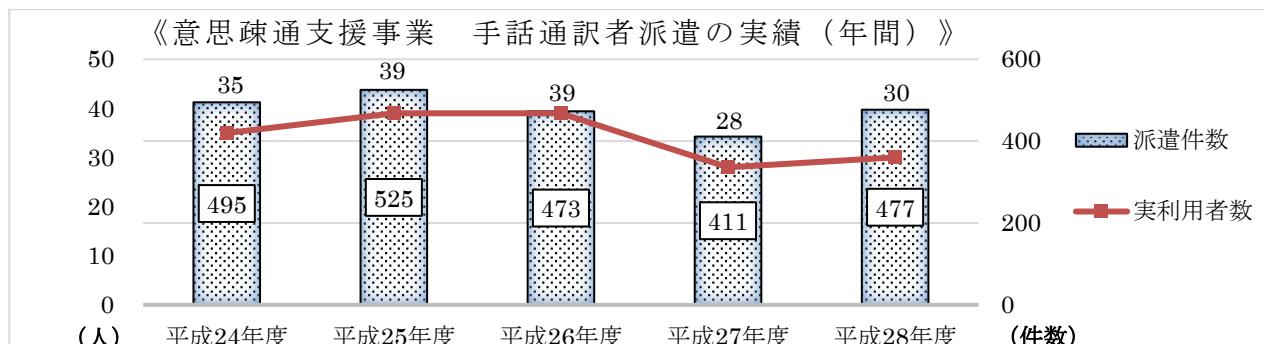
事業の概要

障がい福祉サービスの利用等する知的障がい者、精神障がい者に、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる場合に、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を行い、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る。

(5) 意思疎通支援事業 (平成 24 年度までは、コミュニケーション支援事業)

聴覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体の障がい等や難病のため、意思疎通を図るために支障がある障がいのある人等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

平成 28 年度の派遣件数は、手話通訳者 477 件（利用実人数 30 人）、要約筆記者 14 件（利用実人数 2 人）となっています。



平成 32 年度においては、年間の手話通訳者派遣は利用実人数 35 人、派遣件数 485 件、要約筆記者派遣は利用実人数 3 人、派遣件数 15 件のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※年度ごとの利用実人数、派遣件数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣	利用実人数 30 人 派遣件数 477 件	利用実人数 35 人 派遣件数 475 件	利用実人数 35 人 派遣件数 480 件	利用実人数 35 人 派遣件数 485 件
要約筆記者派遣	利用実人数 2 人 派遣件数 14 件	利用実人数 3 人 派遣件数 15 件	利用実人数 3 人 派遣件数 15 件	利用実人数 3 人 派遣件数 15 件

《意思疎通支援事業》

事業の概要
手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等とその他の者の意思疎通を支援する。

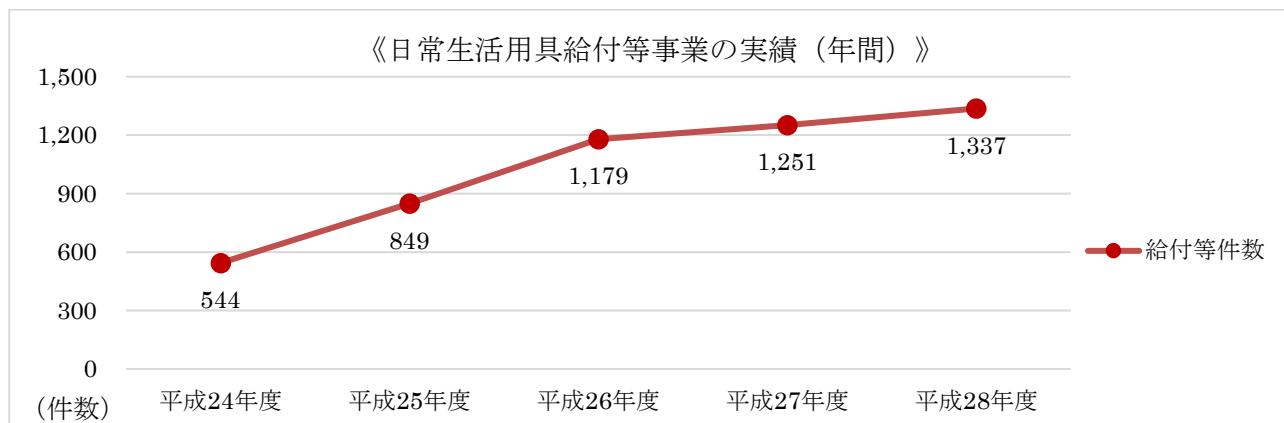
(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、障がいのある人等の福祉の増進を図ります。

給付等の実績は増加傾向にあり、平成 28 年度は 1,337 件の給付等を行いました。

給付等品目例

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具



平成 32 年度のサービス量については、年間 1,856 件の利用を見込むこととします。

[サービス見込量] ※年度ごとの給付件数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	2 件	4 件	4 件	4 件
自立生活支援用具	5 件	11 件	11 件	11 件
在宅療養等支援用具	7 件	6 件	6 件	6 件
情報・意思疎通支援用具	14 件	12 件	12 件	12 件
排泄管理支援用具	1,308 件	1,505 件	1,655 件	1,821 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	2 件	2 件	2 件
合計	1,337 件	1,540 件	1,690 件	1,856 件

《日常生活用具給付等事業》

事業の概要
日常生活上の便宜を図るため、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者等に、厚生労働省が示す要件を満たす 6 種(介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具)の用具を給付、貸与する。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するため、手話で日常会話をを行うのに必要な手話語い、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。

平成32年度において、養成講習修了者数9人を見込むこととします。

[サービス見込量] ※養成講習修了見込者数

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	8人	9人	9人	9人

《手話奉仕員養成研修事業》

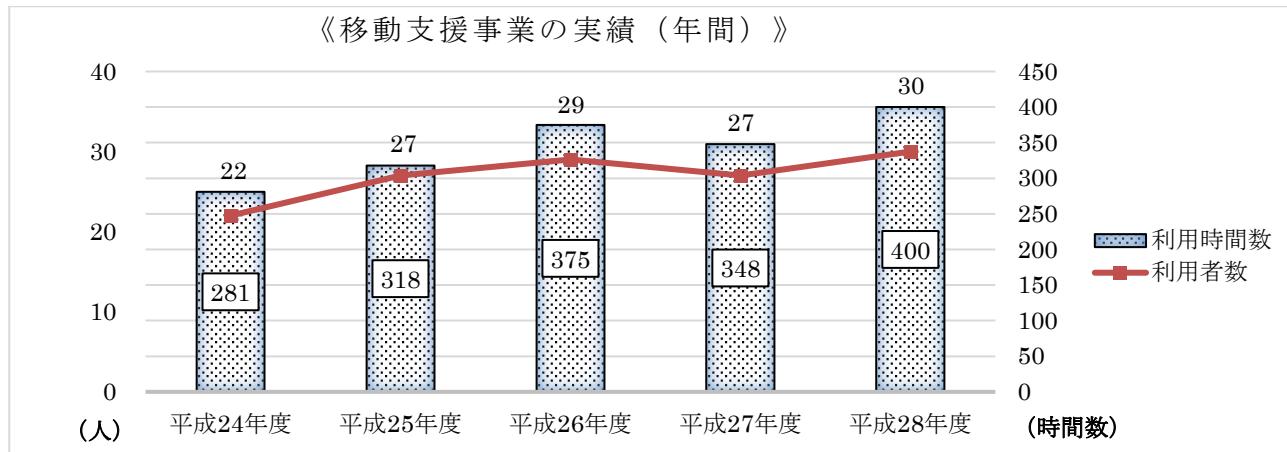
事業の概要

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための個別移動支援を行います。

平成 28 年度の 1 か月あたりの平均の利用人数は 30 人、利用時間は 400 時間となっています。



平成 32 年度においては、1 か月あたりの利用人数は 42 人、利用時間は 546 時間のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたり利用人数、利用時間

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	利用実人数 30 人 利用時間 400 時間	利用実人数 35 人 利用時間 455 時間	利用実人数 38 人 利用時間 494 時間分	利用実人数 42 人 利用時間 546 時間分

※1 人あたりの利用時間を 13 時間／月として計算

《移動支援事業》

事業の概要
移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

(9) 地域活動支援センター事業

創傑的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置しています。

現在、「地域活動支援センターかばざくら」(市内)と「生活支援センター夢の実」(鴻巣市)の2か所の地域活動支援センターがあります。どちらも精神障がい者の利用が中心となっていますが、知的障がい者の利用もあります。

平成32年度においては、1か月あたり44人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※利用者数は1か月あたりの利用実人数

	28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター	2か所 33人	2か所 38人	2か所 41人	2か所 44人

(10) た じぎょう その他の事業

ほうもんにゅうよく さ 一 び す じぎょう ①訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な身体障がい者に対して、特殊浴槽を使用して、自宅で、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための入浴サービスを提供します。

利用実績は、平成 27 年度が 4 人、平成 28 年度が 3 人となっています。

平成 32 年度においては、これまでの実績と重度障がい者の増加傾向を踏まえ、1 か月あたり 4 人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用実人数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	3 人	4 人	4 人	4 人

こうせいくんれんひきゅうふじぎょう ②更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない方、またはこれに準ずるとして市が認めた方）に、更生訓練費を給付します。

利用実績は、平成 27 年度は 9 人、平成 28 年度は 13 人となっています。

なお、平成 29 年度の制度見直しにより、支給対象者を生活保護受給者等とし、給付額を拡充したため、平成 32 年度においては、1 か月あたり 3 人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用実人数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
更生訓練費給付事業	13 人	3 人	3 人	3 人

にっちゅういちじしえんじぎょう ③日中一時支援事業

障がいのある人の見守りやその家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の場を提供します。

利用実績は、平成 27 年度は 5 人、平成 28 年度は 6 人となっています。今後は、微増傾向にあると想定され、平成 32 年度においては、1 か月あたり 9 人のサービス量を見込むこととします。

[サービス見込量] ※1 か月あたりの利用実人数

	28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	6 人	7 人	8 人	9 人

さ 一 び す みこみりょういちらん
《サービス見込量一覧》

しょうがいふくしざ 一 び す
【障害福祉サービス等】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	備 考
訪問系 サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 90 人 利用時間 1,800 時間	利用者数 95 人 利用時間 1,900 時間	利用者数 100 人 利用時間 2,000 時間	1か月あたりの利用者数、利用時間 1人あたりの利用時間を 20 時間／月として計算
日中活動系 サービス	生活介護	165 人 3,630 人日分	170 人 3,740 人日分	175 人 3,850 人日分	1か月あたりの利用者数、利用人日 1人あたりの利用日数を 22 日／月として計算
	自立訓練（機能訓練）	2 人 44 人日分	2 人 44 人日分	2 人 44 人日分	
	自立訓練（生活訓練）	8 人 176 人日分	9 人 198 人日分	10 人 220 人日分	
	就労移行支援	30 人 660 人日分	35 人 770 人日分	40 人 880 人日分	
	就労継続支援（A型）	8 人 176 人日分	9 人 198 人日分	10 人 220 人日分	
	就労継続支援（B型）	65 人 1,430 人日分	70 人 1,540 人日分	75 人 1,650 人日分	
	就労定着支援	2 人	3 人	4 人	
	療養介護	8 人	8 人	8 人	
	短期入所（福祉型）	18 人 126 人日分	21 人 147 人日分	23 人 161 人日分	
居住系 サービス	短期入所（医療型）	8 人 56 人日分	10 人 70 人日分	12 人 84 人日分	1人あたりの利用日数を 7 日／月として計算
	自立生活援助	2 人	2 人	2 人	1か月あたりの利用者数
	共同生活援助（グループホーム）	40 人	42 人	45 人	1か月あたりの利用者数
相談支援	施設入所支援	50 人	51 人	52 人	1か月あたりの利用者数
	計画相談支援	730 人	770 人	820 人	—
	地域移行支援	2 人	2 人	2 人	1か月あたりの利用者数
	地域定着支援	1 人	1 人	1 人	1か月あたりの利用者数

【障害児通所支援等】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	備 考
障害児 通所支援	児童発達支援	7人 91人日分	7人 91人日分	7人 91人日分	1か月あたりの利用者数、利用人日 1人あたりの利用日数を13日／月として計算
	医療型児童発達支援	1人 13人日分	1人 13人日分	1人 13人日分	1か月あたりの利用者数、利用人日 1人あたりの利用日数を13日／月として計算
	放課後等デイサービス	80人 1,040人日分	90人 1,350人日分	100人 1,500人日分	1か月あたりの利用者数、利用人日 1人あたりの利用日数を15日／月として計算
	保育所等訪問支援	13人 26人日分	13人 26人日分	13人 26人日分	1か月あたりの利用者数、利用人日 1人あたりの利用日数を2日／月として計算
	居宅訪問型児童発達支援	2人 2人日分	2人 2人日分	2人 2人日分	1か月あたりの利用者数、利用人日 1人あたりの利用日数を1日／月として計算
	障害児相談支援	260人	280人	300人	—
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0人	0人	1人	配置人数

ちいきせいかつしえんじぎょう
【地域生活支援事業】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	備 考
相談支援事業	障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	—
	地域自立支援協議会	設置	設置	設置	—
成年後見制度利用支援事業		1人	1人	1人	年度ごとの利用人数
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	利用実人数 35人 派遣件数 475件	利用実人数 35人 派遣件数 480件	利用実人数 35人 派遣件数 485件	年度ごとの利用実人数、派遣件数
	要約筆記者派遣	利用実人数 3人 派遣件数 15件	利用実人数 3人 派遣件数 15件	利用実人数 3人 派遣件数 15件	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	4件	4件	4件	年度ごとの給付等件数
	自立生活支援用具	11件	11件	11件	
	在宅療養等支援用具	6件	6件	6件	
	情報・意思疎通支援用具	12件	12件	12件	
	排泄管理支援用具	1,505件	1,655件	1,821件	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2件	2件	2件	
	合計	1,540件	1,690件	1,856件	
手話奉仕員養成研修事業		9人	9人	9人	養成講習修了見込者数
移動支援事業		利用実人数 35人 利用時間 455時間	利用実人数 38人 利用時間 494時間分	利用実人数 42人 利用時間 546時間分	1か月あたり利用人数、利用時間 1人あたりの利用時間を13時間／月として計算
地域活動支援センター事業		2か所 38人	2か所 41人	2か所 44人	1か月あたりの利用実人数
その他の事業	訪問入浴サービス事業	4人分	4人分	4人分	1か月あたりの利用実人数
	更生訓練費給付事業	3人分	3人分	3人分	1か月あたりの利用実人数
	日中一時支援事業	7人分	8人分	9人分	1か月あたりの利用実人数

7 障害福祉サービス等見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量を確保するための方策です。

- アンケート調査の結果によると、居宅介護の利用意向は高く、利用の増加が見込まれるため、サービス提供体制の充実に努めます。
- 障害福祉サービス事業者だけでなく介護保険事業などの事業者に対しても呼びかけや情報提供を行うなど、見込量の確保に努めます。
- 高齢の障がい者の場合は、介護保険サービスを利用しているケースもあります。障がいの特性および個々の状況に即して対応できるよう、ケアプラン・サービス等利用計画に基づいて必要性を勘案し、必要な調整を実施します。また、地域自立支援協議会等を活用し、介護保険サービス事業者に対しては、障害福祉サービスへの理解を求めていきます。
- 様々な困難事例への対応等を支援するため、地域自立支援協議会において協議・調整を行っていきます。その際には、必要に応じて、当該困難事例の支援関係者等による個別ケア会議を開催します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）のサービス量を確保するための方策です。

- アンケート調査の結果によると、生活介護・短期入所の利用意向は高く、利用の増加が見込まれるため、市内あるいは近隣市で活動する社会福祉法人等に働きかけ、関係団体、関係機関と連携を図りながら、市内における日中活動系サービス事業所の充実に向け取り組みます。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」を踏まえ、「北本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達指針」を策定し、障がい者就労施設等からの物品調達を推進することにより、施設の安定的な運営と作業工賃を伸ばすための事業を支援します。

- 障がいのある人の就労の機会の拡大を図り、安心して働き続けられるよう就労支援や定着支援体制の充実を図ります。また、北本市障がい者就労支援センターを設置し、ハローワーク、埼玉障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、就労系サービス事業所の支援に努めます。

(3) きょじゅうけい さ 一 び す居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）のサービス見込量を確保するための方策です。

- 市内あるいは近隣市で活動する社会福祉法人等に働きかけ、市内における利用ニーズ等必要性を訴え、グループホームの設置を呼びかけていきます。
- 埼玉県の障害者支援施設等入所調整制度を活用するなど、県との調整により、施設入所支援を進めていきます。

(4) しょうがいじつうしょしえん障害児通所支援

障害児通所支援（児童発達支援（医療型、居宅訪問型を含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）のサービス見込量を確保するための方策です。

- アンケート調査の結果によると、放課後等デイサービスの利用意向が大きく出ていることから、サービスを利用しやすい環境の整備に努めます。
- 障害児通所支援の利用ニーズや見込量に対し、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

(5) ちいきせいかつしえんじぎょう地域生活支援事業

地域生活支援事業の見込量を確保するための方策です。

① そうだんしえんじぎょう相談支援事業

- 障がいのある人やその家族からの相談に応じるため、専門的な相談に対応できる相談支援事業者の確保に努めます。また、障がいのある人や家族に対しても、適切な支援を行えるように事業者と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- 相談支援事業者との連携を図るとともに、地域自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実と関係機関との連携の強化に努めます。
- 障がいのある人同士や家族同士によるピアカウンセリング・ピアサポート（自分の体験を語り、必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同して取り組んだりする）なども含め、身近な地域における相談体制の充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を進めていきます。

②意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

- 手話通訳者・手話奉仕員養成のための講座を開催し、手話通訳者等の確保に努めます。
- 要約筆記者については、派遣機関との連携により、サービス提供の体制の確保に努めます。

③日常生活用具給付等事業

- 障がいのある人が必要とする日常生活用具の情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ、適切に給付するように努めます。

④移動支援事業

- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけています。

⑤地域活動支援センター事業

- 地域で生活する障がい者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う場を確保するため、地域活動支援センター事業を行う事業者の支援に努めます。
- 日中活動系のサービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の実施状況や、市内における様々な日中の活動の状況を把握しながら、障がいのある人たちの日中活動の場の確保に努めていきます。